

十和田市告示第 122 号

十和田市キャッシュレス決済導入事業について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和 6 年 6 月 5 日

十和田市長 小山田 久

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1)件 名 十和田市キャッシュレス決済導入事業

(2)内 容 「十和田市キャッシュレス決済導入事業仕様書」 のとおり

ただし、契約時における仕様は優先候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3)期 間 初期導入作業にかかる業務期間：契約締結日から令和 6 年 10 月 18 日まで

(4)上限額 初期費用及び令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月までの経常的に要する経費の合計 8,963,000 円を提案見積額の上限（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

ただし、初期費用には、機器調達、設置、設定、操作研修及び稼働開始時立会いに要する費用を含む。また、経常的に要する経費とは導入する機器の保守料のこと。なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2. 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件をすべて満たしていなくてはなら

ない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当するものでないこと。
- (2) 応募書類提出時において、本市入札参加有資格者名簿（業種は「物品等」）に登録されていること。
- (3) 応募書類の提出時から本業務委託契約時まで、本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 39 号）に違反していないこと。
- (7) 市区町村の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ提供サービスが稼働運用中である実績を有している提案事業者であること。
- (8) 「十和田市キャッシュレス決済導入事業プロポーザル募集要領」（以下「要領」という。）に規定する内容を遵守できること。

3. 応募手続きに関する事項

(1) 応募書類

- ア 参加表明書 兼 提案資料届出書（様式 2）
- イ 事業提案書（その 1～7）（様式 3-1～7）
- ウ 誓約書（様式 4）
- エ 提案見積書（様式 5）
- オ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

カ その他必要に応じ、市が求める書類

(2) 受付期間等

ア 受付期間

令和6年6月5日（水）から令和6年6月19日（水）17時まで（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留による）

ウ 提出先

「8. 担当部署」宛に記載のとおり

エ 提出部数

紙媒体にて8部（ただし、押印を求めている書類は各1部）

オ 応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意すること。

(3) 参加承認

①本プロポーザルの参加承認の可否は、令和6年6月21日（金）15時30分までに電子メールで通知する。

②十和田市の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和6年6月21日（金）15時30分までに連絡がない場合は、同日17時までに担当部署あてに電話確認すること。

(4) 参加辞退

参加者等は、辞退届（様式6）の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

4. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年6月5日（水）から令和6年6月11日（火）正午まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、担当部署宛に電子メールにて提出すること。

件名：「プロポーザルに関する質問（提案事業者名）」とすること。

(3) 質問の回答

令和6年6月13日（木）までに、質問及びその回答の全てを十和田市ホームページにて回答する。

5. 審査

(1) 実施日時

令和6年6月25日（火）13時15分から（1提案事業者の持ち時間は50分間）

(2) 実施場所

十和田市役所本館4階 大会議室、第1委員会室、第2委員会室及び第3委員会室

(3) 1提案事業者における参加上限人数

1提案事業者における参加上限人数は3人までとする。

(4) プレゼンテーション及び実機デモ

企画提案書の内容をスクリーンに投影したスライドにより提案説明を行う。

・プレゼンテーション（25分間）

・質疑応答（5分間）

（審査する者が実機デモ会場へ移動）

・実機を用いてのデモンストレーション（15分程度） ※あらかじめ起動・準備可能

・質疑応答（5分間）

(5) 採点

「十和田市キャッシュレス決済導入事業プロポーザル評価基準」に基づき、提出された

事業提案書等、プレゼンテーション及び実機デモについて審査し、採点する。

6. 選定結果の通知及び公表

- (1) 提案事業者への選定結果の通知及び公表（市ホームページへの掲載）

令和6年6月27日(木)までに通知（電子メール及び文書発出）

7. その他

詳細については、「要領」を参照のこと。

8. 担当部署

十和田市企画財政部情報政策課情報政策係

住 所：〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電 話：0176-51-6711（直通）

F A X：0176-24-9616

電子メール：joho★city.towada.lg.jp （★を@に置き換えてください）